

南北離散家族と遺産‘争族’——脱北・再会の裏側で

中川敏宏（専修大学法学部）

1950 年 6 月 25 日に勃発した朝鮮戦争の混乱の中で、約 1000 万人にのぼる離散家族が生じたといわれる。朝鮮戦争休戦後も、朝鮮半島は分断状態が固着化し、散り散りになった家族にとって、また朝鮮半島の人々にとって、離散家族問題の解決は悲願である。この問題の解決に向けた再会事業は、金大中大統領の太陽政策時代において始まり、これまで中断と再開を繰り返し、再会できた家族の総数は、離散家族全体から見ると氷山の一角にすぎないとはいえ、多くの家族が再会による家族の再結合を実現した。また、いわゆる脱北者の数も 1994 年頃から急増し、その中には韓国への入国と定着を果たした者も多い。韓国統一部の統計によれば、これまで北朝鮮を脱し韓国に入国を果たした者の数は、3 万人を超えるとされている。感動的な家族の再会・再結合という現象の裏側で生じる、いわば影の部分として、北朝鮮の家族と韓国の家族との遺産争いが 2000 年代に入り、現実化している。北朝鮮の家族が韓国の家族を相手に、自分たちも相続人であるとして、北朝鮮の家族抜きでなされた相続を問題視し、財産返還を請求する訴訟が頻発している。また、相続人が誰かを定める上で、脱北を果たし韓国に入国した者が、北朝鮮に残した配偶者を相手に離婚請求したり、北朝鮮で生きる子が韓国の親に対して親子関係の存在を確認する訴えを提起したりするなど、関連する訴訟も多い。

このような問題を解決すべく、2012 年に「南北住民間の家族関係及び相続等に関する特例法」という民法上のルールに対する特別法が制定された。しかしながら、この特例法の適用をめぐる解釈論上の問題点もあり、また特例法に盛り込まれなかった問題もなお残っている。本講演では、南北離散家族の再会・再結合という光の裏側にある影の部分に焦点を当てて、現代韓国法の争点の一端を明らかにしたい。